改正後	改正前
6　備考 この告示における各種目標における項目の計算方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　第一項第二号ロにおける各項目の計算方法 イ　炭素生産性 炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量 ただし、連携事業計画に係る連携事業者が当該連携事業計画に記載された支援を受けた取組を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定を申請する場合の当該連携事業者の炭素生産性の計算に当たっては、基準年度と目標年度を比較した場合の付加価値額の増加額及びエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減量から特定大企業等が費用負担した割合分を除外して計算するものとする。 ロ・ハ　（略） 三　（略）	6　備考 この告示における各種目標における項目の計算方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　第一項第二号ロにおける各項目の計算方法 イ　炭素生産性 炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量 ロ・ハ　（略） 三　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定を受ける者が実施する同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応計画について適用し、同日前に同法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応計画については、なお従前の例による。

○財務省・経済産業省告示第四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四　特別事業再編の実施方法に関する事項 イ　（略） ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　従業員の地位 法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。 (i)　（略） (ii)　当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。 (4)～(6)　（略）	四　特別事業再編の実施方法に関する事項 イ　（略） ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　従業員の地位 法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。 (i)　（略） (ii)　当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。 (4)～(6)　（略）